

燕市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月  
燕市教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状 ……………3
2. 目標 ……………4
3. 計画の期間 ……………4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容……4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて…7

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、教育職員が子どもたち一人一人と向き合う時間を確保し、生き生きと子どもたちの指導・支援にあたり、第3次燕市学校教育基本計画にかかげる「目指す人の姿」の実現のための取組の一環として位置付ける。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

今後は、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって働き方改革を推進し、燕市の教育の質を高めていくことを目指す。

### (2) 燕市の現状

燕市では、令和4年に、「教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、退勤時間の目安の設定、電話受付時間の設定、通知表記載内容の見直し、部活動の活動時間の見直し等の実施を通して、教育職員の勤務時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間超の割合	月80時間超の割合
小学校	月32時間	50%	5%
中学校	月47時間	72%	36%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校では50%、中学校では72%と多くなっている。教育職員の業務は、教材研究、便りの作成、児童生徒及び保護者対応、部活動指導業務等、多岐にわたり負担感は大きい。校務のDX化、スクール・サポート・スタッフの活用、部活動の地域展開の推進等を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 一箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- イ 1年間における一箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ウ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする。
- イ ストレスチェックにおける「高ストレス者の割合」について10%以下を継続する。 【R6 燕市 8.8%】
- ウ ストレスチェックにおける「健康リスクの値」について80以下を継続する。 【全国平均 100 R6 燕市 76】
- エ ストレスチェックにおける働きがいに関する質問項目について肯定的な回答の割合を50%にする。

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

燕市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

- ア 学校以外が担うべき業務
  - ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
    - ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
  - ② 放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
    - ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについての認識を共有する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ・学校徴収金のうち給食費については、令和8年度から市の歳入歳出予算に組み入れる。さらに、令和9年度からは市が自らの業務として徴収できるよう徴収手続き等の精査を進める。
  - ・給食費を除く諸費については、校長会、学校事務共同実施推進協議会とも連携し、令和8年度に研究を進める。
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域コーディネーター等が中心となって行うものとする。児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても同様である。この場合、地域コーディネーター等と学校との連絡調整については、教頭等に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の、学校では対応が困難な事案への対応
- ・燕市のスクールロイヤーの積極的な活用を学校に促すとともに、教育委員会の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。
- イ 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ⑥ 調査・統計等への回答
- ・校務支援システムの機能やフォームによる回答機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ⑦ 学校プールの施設・設備の管理について
- ・老朽化した学校プールは年次計画で順次廃止し、市の温水プール施設を活用する。
- ⑧ 部活動の地域展開について
- ・令和8年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を完了する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、令和8年度から段階的に地域展開を行う。
- ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
- ⑨ 授業準備、学習評価や成績処理
- ・授業準備や印刷、採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフの全校配置を進める。
  - ・校務支援システムの機能や自動採点技術等の活用を研究・周知し、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑩ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒及び家庭の状況に応じて、専門的な知見を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の校内会議への参加を促進し、教職員と関係機関の専門家が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、学校介助員等、必要に応じた人材の配置を行う。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- イ 当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・清掃頻度の見直し、放課後の諸活動の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づき、支援を進める。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ア 一箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して、医師による面接指導を実施する。
- イ 終業から始業まで11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ウ 教育職員が50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- オ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得の促進を促す。
- カ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し長期休業等の期間中に各学校で5日間の学校閉庁日の設定を行う。
- キ 早出遅出勤務制度の通年導入について、令和8年度に検討を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、燕市立各学校の教育職員の在校等時間の状況、年休の取得状況を把握し、毎年度、燕市の公式ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- (2) 学校での児童生徒等の支援にあたる医療に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、燕市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、燕市で実施しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・助言・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、教育委員会から支援を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者や、地域・自治会等の理解を促進するため、首長部局と連携し、燕市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について広く周知を図る。